

○名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則

平成25年6月21日

規則第77号

改正 平成27年規則第65号

令和元年規則第11号

令和2年規則第123号

令和3年規則第51号

注 令和2年11月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市重症心身障害児者施設条例（平成25年名古屋市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 名古屋市重症心身障害児者施設（以下「施設」という。）の定員は、90人とする。

(入所拒否及び退所)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、入所を拒否することができる。

- (1) 入所定員に達したとき。
- (2) 伝染性疾患のある者が入所しようとするとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者を、援護の実施者と協議して退所させることができる。

- (1) 前項第2号に該当するに至った者
- (2) 入所の事由がなくなった者
- (3) その他市長が特に必要があると認めた者

(使用料等)

第4条 条例第4条第1項第3号イに規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 食費 1日 1,466円
- (2) 滞在費 1日 322円

2 条例第4条第1項第4号イに規定する市長の定める額は、次のとおりとする。

- (1) 診断書 1通 1,300円以上3,500円以下
- (2) 証明書 1通 300円以上1,000円以下

(令3規則51・一部改正)

(使用料等の徴収)

第5条 条例第4条に規定する使用料及び手数料は、月の1日（月の途中で入所したときは、その入所の日）から末日（月の途中で退所し、又は死亡したときは、その退所又は死亡の日）までの期間について算定するものとし、納入通知を受けた日から10日目の日を納期限とする。

（指定管理者の公募）

第6条 条例第7条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第7条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第7条 条例第7条第2項の規定による施設の指定管理者の指定の申請は、名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 施設の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模

及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第8条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第9条 条例第7条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第7条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第10条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) 施設の管理費用として、本市が支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) 施設の使用者の苦情解決の措置の概要

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第11条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 施設の使用状況

(3) 施設の管理経費等の収支状況

(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者選定委員会)

第12条 施設の管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第13条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関する事その他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第14条 選定委員会は、第16条に規定する指定管理者選定委員をもって組織する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、本市の職員のうちから任命した者1人を選定委員会の委員として加えることができる。

2 選定委員会に会長及び副会長を置く。

3 会長は指定管理者選定委員及び委員の互選によって定め、副会長は会長がこれらの委員のうちから指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

(指定管理者選定委員)

第16条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員（以下「選定委員」という。）若干人を置く。

2 選定委員は、障害児及び障害者の福祉及び医療に関する事業について識見のある者又は民間経営若しくは公の施設の管理について識見のある者のうちから市長が選任する。

(選定委員会の庶務)

第17条 選定委員会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課において処理する。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、別

に規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第13号で第2条及び第3条第1項（第1号を除く。）は平成27年4月1日から施行）

（平成27年規則第67号で第3条第1項第1号及び第2項は平成27年5月11日から施行）

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第123号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年規則第51号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則第8条の規定及び第2条の規定による改正後の名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の規定は、令和3年4月分の使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年規則第17号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の規定及び第2条の規定による改正後の名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の規定は、令和6年4月分の使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

別記様式

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号		
	種 別	☐ 法人(種類) ☐ 法人以外の団体			
併せて提出する 書 類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況のわかるもの 4 その他()				
備 考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。